

政令第三百六号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令の一部改正）

第一条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二及び第三十七条中「第九条第一項」を「第四条の二第二項」に改める。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部改正）

第二条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第四条第一号中「第五条の十二第一項」を「第五条の二十二第一項」に改める。

(地方税法施行令の一部改正)

第三条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第四十八項中「同法第五条の八」を「同法第五条の十八」に改め、同項第二号口中「第五条の八」を「第五条の十八」に、「第五条の四第二号」を「第五条の十四第二号」に改める。

附 則

この政令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和七年十一月二十八日)から施行する。

理 由

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、関係政令の規定の整理を行う必要があるからである。